

令和7年度 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画

新潟手の外科研究所病院 衛生委員会

ア 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担

分野	項目	具体的な取り組み内容
看護部	静脈採血等の実施	・静脈採血は、事前のオーダーがある場合、看護師が実施。
	入院説明の実施	・外来において入院が決定した場合、外来看護師より入院の説明を実施。
	検査手順の説明の実施	・看護師が説明。
	薬剤の投与の調節	・医師の指示の下で看護師が実施。
	入院患者の持参薬の確認・管理	・病棟担当薬剤師の配置。入院患者の持参薬(当院、他院)をお薬手帳や薬情等で確認。 ・薬剤師が鑑定した薬を看護師が管理方法を検討し、確実に配薬したり、内服するように指導する。
	患者、家族への説明(看護師)	・医師が治療方針や症状の説明を行う場合は、患者やその家族に補足的な説明を行い、医師と患者とのコミュニケーションが円滑に測れるように協力する。
薬剤科	薬の説明や服薬指導	・病棟に担当薬剤師を配属し、病棟薬剤業務として処方薬の投与前説明、退院時薬学的管理指導ならびに医師の依頼に基づき薬剤管理指導を実施。
	調剤薬局より院外処方せんの疑義照会業務	・薬剤師が調剤薬局からの疑義に対して、処方医に確認して回答。
	入院患者の持参薬の確認・管理	・病棟担当薬剤師の配置。入院患者の持参薬(当院、他院)をお薬手帳や薬情等で確認し、重複の有無、院内採用薬の有無、院内採用薬内での代替薬の提案等を行う。また、この結果を<持参薬鑑別及び服薬計画書>として作成し、医師に提供しカルテに保存する。
	救急外来の配置薬の一部に関して管理している	・救急外来スタッフとの協力体制強化
臨床工学技士	医療機器の管理	・医療機器の定期点検、修理に関すること。
	診療材料の管理	・診療材料の在庫の管理 ・新規採用に係る管理
医師事務作業補助者	配置	・外来診察室・病棟に医師事務作業補助者を配置し、問診票の入力、診療における諸記録、コストを代行入力し、医師が入力内容を確認する。
	文書作成代行補助	・医師事務作業補助者が保険会社に提出する診断書、介護保険における医師の意見書、診療情報提供書等の作成の補助者として記載を代行し、医師が最終的に確認し署名を行う。
	オーダーの代行入力	・医師の指示の下に画像診断・各種検査等のオーダーリングの入力。
	処方箋作成	・医師の指示の下に処方箋を作成。
事務部	診察の予約	・外来受診日以外は事務部にて12:00~16:00の間、電話、窓口での予約取得・変更可。必要に応じて主治医に確認する。 ・医療上の判断が必要でない電話について、事務職員で対応する。
医事課	初診時の予診の実施	・問診票等の記載について事務職員が患者を補助する形式で実施。 ・診療記録の管理・点検、診療情報のデータ作成
委託	ベッドメイキング	・委託業者により実施している。
リハビリテーション科	リハビリテーション(作業療法士)	・医師の指示のもとにおいて、生活活動に関するADL訓練。 ・リハビリテーション実施中労災患者に対し、医師の指示のもと指導管理箋を記載し説明交付。 ・リハビリテーション実施患者に対し、医師の説明した治療や症状・今後の治療方針について理解不十分だった点について補足的に説明。 ・リハビリテーション開始時、継続の説明:リハビリテーション総合実施計画書の説明。 ・診断書作成時の機能評価。
検査科	検体検査(臨床検査技師)	・医師へのデータの迅速報告 ・検査内容の説明(神経伝導検査) ・緊急検査の対応 ・外来採血の実施
放射線科	画像検査(放射線技師)	・画像診断サポート(異常所見の迅速対応) ・オーダー内容の確認 ・遠隔読影の依頼 ・緊急検査の対応 ・他院持ち込み画像の取り込み、他院紹介画像の作成
栄養科	患者への食事提供の依頼	・医師の指示の下において看護師が、栄養管理が必要な患者の食事箋を発行。看護師と管理栄養士が連携して、適切な食事の提供を行う。
地域連携室	他の医療機関との連携	・他の医療機関との連携を図り、紹介患者予約枠を設け必要な患者を積極的に受け入れる。 ・他医療機関にて専門的治療が必要な患者の病療依頼先と連携を図り、受診の予約等を依頼す

イ 医師の勤務体制等にかかる取組

項目	具体的な取り組み内容
①勤務計画、連続当直を行わない勤務体制の実施	・日当直表作成時、連続当直を行わないよう配慮する。 ・日当直医を増員し、当直回数の軽減を図る。
②前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定期間の休息時間の確保(勤務間インターバル)	・適正な勤務時間管理を行い出勤時間の把握と休憩時間の確保を確実に行う。 ・手術業務の効率化(手術件数の平均化)
③予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮	・日当直表を確認して手術計画を作成する。
④当直翌日の業務内容に対する配慮	・当直明けは午後帰宅可能(午後年休)とする。
⑤交替勤務制・複数主治医制の実施	・令和3年3月より複数主治医制導入。肉体的・精神的負担軽減に対する環境の整備を行う。
⑥育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用	・育児休暇・介護休暇制度は整備済み。今後該当する医師に対し制度の周知を行っていく。